

# 重層的支援体制整備事業における 体制構築

※ 本資料については、担当部局における現時点の検討内容等について整理したものであり、内容については今後変更等があり得るので留意されたい。

## ◆ 体制構築を進めるうえでの前提条件

- 重層的支援体制整備事業は、市町村全体で包括的な支援体制の構築を進めることをめざすもの。
- 既存の支援関係機関の専門性や積み重ねてきた実践など、地域資源の強みを活かす体制とする。
- 社会福祉法第106条の4第2項に規定される事業全てを実施する。
  - ・各事業の実施要件（人員配置、設備基準）は引き続き適用される。
- 各事業は委託による実施も可能。
  - ・同じ事業を、直接実施と委託を組み合わせる体制も含め、各自治体の実情に応じた体制の整備が必要。

## ◆ 体制整備に向けたプロセスも重要

- ・ どのような体制を構築を目指していくか、また、そのためにどのように取り組みを進めていくかなど、整備する体制そのものに加え、その構築の過程も重要である。
- ・ 庁内の関係部局のみならず、支援関係機関をはじめとする庁外の関係者とも議論を積み重ねること等を通じて、目指すべき体制やそれに向けてどのように進めるか等について、意識の共有を図りながら体制の構築をすすめていくことが必要。

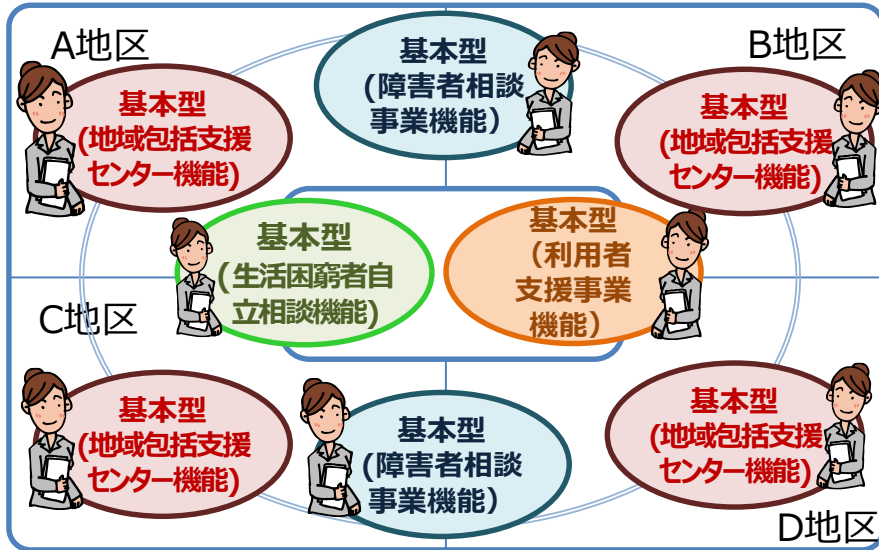
# 重層的支援体制整備事業の実施体制・拠点の類型（例）

- 重層的支援体制整備事業は、市町村全体で包括的な支援体制の構築を進めることをめざすものであり、個々の支援拠点の具体的な設置形態については、
  - ・既存の各分野の拠点のまま他の分野の関係機関と連携して対応する形態や、
  - ・いわゆるワンストップの総合窓口を設けるものなど様々な形態が想定される。
- 設置形態の類型化すると以下のとおりであるが、どのような実施体制とするか、既存の支援関係機関の専門性や積み重ねてきた実践など、地域資源の強みを活かす体制を、各市町村がそれぞれ地域の状況や関係者との意見を踏まえて検討いただくもの。

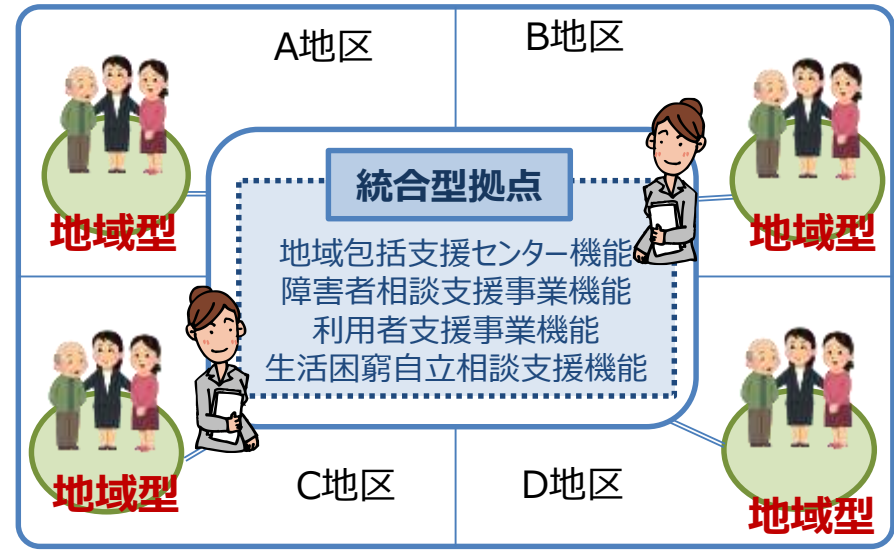
類型	内容
基本型事業・拠点	○単一の既存事業の委託を受け支援を実施する形態。従来の機能をベースとしつつも、複合的な課題を抱えた者の相談の受けとめや、他の支援機関へのつなぎなど市町村の体制・チームの一員として、住民の様々なニーズに対応する。単一の事業の人員配置基準を満たす。
統合型事業・拠点	○複数分野（最大4分野）における既存の各事業の委託を受け、集約して支援を実施する形態。複数事業の人員配置基準をそれぞれ満たす。 ※ 介護と障害のみ等、4分野のうち特定の複数分野に限り行う場合も含む。
地域型事業・拠点	○ 地域住民に身近な場所等で相談等に応じる形態。住民自身も担い手となることも想定。活動は、改正社会福祉法に基づく事業実施計画や支援会議の仕組みを通じ、専門的バックアップを受けて実施。

# 拠点の類型を組み合わせた相談支援体制の整備例

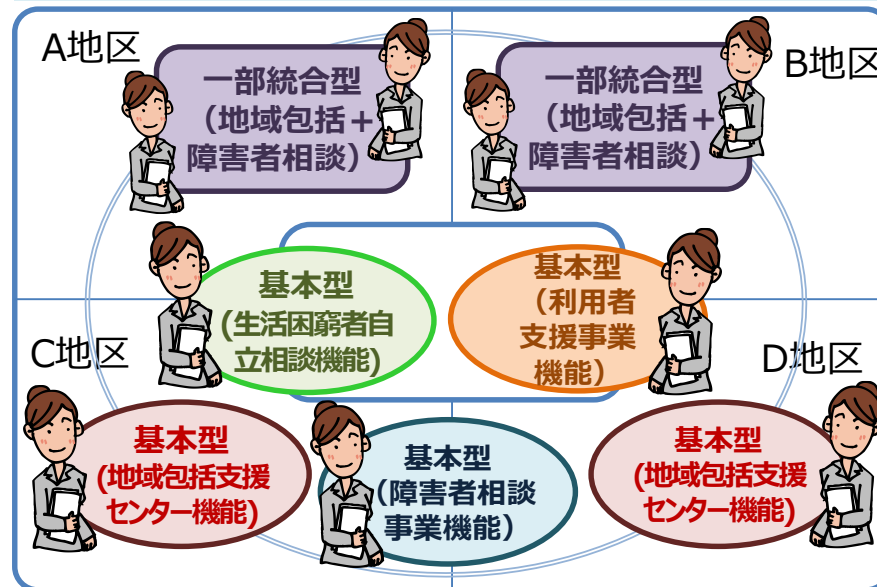
既存の拠点の設置形態（基本型）は変更せず各支援機関間の連携を図る場合の例



既存の拠点をまとめた統合型拠点を設置するとともに、住民身近な地域において地域型拠点を設ける場合の例



一部の拠点を統合型拠点とする場合の例



※ これら既存の関係機関による支援体制の整備に加えて、「参加支援」、「アウトリーチ支援」、「多機関協働」といった既存の事業を支えて支援体制の強化を図る新たな機能を追加

## ◆ 体制構築の進め方：各自治体の実情に応じて構築する

- 各市町村において、どのような体制を構築を目指していくか、また、そのためにどのように取り組みを進めていくかなど、整備する体制そのものに加え、その構築の過程も重要である。
- 事業実施にあたっては、庁内の関係部局とこれまで以上に連携するとともに、支援関係機関をはじめとする庁外の関係者とも議論を積み重ねること等を通じて、目指すべき体制やそれに向けてどのように進めるか等について、意識の共有を図ることが求められる。
- そのため、体制構築に関する基本的な考え方や進め方を以下で整理している。
- 体制については全国で同一の体制を整備するのではなく、地域の実情に応じて構築されるべきものであり、この資料で整理している具体的な進め方や体制の事例はあくまで一例であり、関係者が意見交換を進め、納得しながら、取組を進めることが重要である。

## 体制構築の考え方

### 【重層的支援体制整備事業の実施に向けた検討】

- 事業実施体制について、行政機構内の体制、支援関係機関による支援体制、住民や関係機関との連携体制を、それぞれの関係者と協議・議論を行い検討して決定する。
  - 庁内の重層的支援体制整備事業に関係する高齢者福祉、障害者福祉、子育て支援、生活困窮者支援に関わる部課内での議論、関係部課間での議論、関係部課と所管する支援関係機関との議論、分野を超えた関係機関等との議論などを組み合わせ、繰り返しながら検討を進める。
  - 庁内関係部課との協議のうえ「重層的支援体制整備事業実施計画」（以下、実施計画）の「案」を作成し、その案を土台に関係機関との議論を踏まえ成案としていくなど、実施計画の策定過程を活用して検討を進めることが有効と考えられる。

### 【重層的支援体制整備事業実施後のチェックと見直し】

- 事業の実施状況を把握し、より効果的に各事業が実施できる体制を検討し、適宜見直し、再編する。
  - 事業実施後も、実施計画に定めた事業目標や評価指標に基づき、事業の実施状況等を定期的に分析・評価し、必要に応じて体制の見直しも行う必要がある。
  - 地域福祉計画の策定・見直しサイクルと同様に、年に1度以上は実施計画に基づき、事業の実施状況を把握・評価し、体制の再構築の可否を含めて検討するなどの方法が考えられる。
  - 実施状況の評価においては、地域生活課題への対応が適切に行われているかという観点から、例えば、包括的な支援が円滑に提供されているか、一つの相談機関等に過剰な負担が生じていないか、既存の事業の推進を妨げていないか、一体的になされた財政支援が適切に配分されているかなどの実態を把握したうえで、幅広い観点について議論を行い体制を含む事業の実施について検討を行う。



# 重層的支援体制整備事業の実施に係る体制構築の進め方の例

※ 共通して必要と考えられる体制構築の過程を例示したものであり、検討の順番、内容については各地域の実情に応じて取り組むよう留意する。

## 1. 庁内の関係部局による協議

- 重層的支援体制整備事業を所管する部課において、事業実施に向けた検討体制の案を作成。
- 庁内の関係課（重層的支援体制整備事業に包含される事業を所管する高齢者福祉、障害者福祉、子育て支援、生活困窮者支援の担当課）と検討体制について検討。
- 各課で把握している地域生活課題に対する認識、支援関係機関の配置状況、各分野における課題を共有し、包括的な支援体制の整備に関する考え方を共有。（実施計画①基本方針の案を作成する）
- 重層的支援体制整備事業の実施体制（実施計画②）の案を作成する。
- 地域住民や関係機関等と議論する場の構成、設定方法について定める。

## 2. 事業委託を想定する機関等との協議

- 重層的支援体制整備事業の各事業の委託先として想定される支援関係機関など、事業実施に直接関わる関係機関等と事業実施の基本方針、具体的な事業実施体制について検討を行う。

## 3. 地域住民や関係機関等との協議

- 地域の現状と課題を共有し、協議・議論を行いながら包括的な支援体制の整備についての方針を定める。（実施計画の①基本方針を確定）
- 地域のニーズや人材、地域資源の状況等を把握・見える化し、分析を行い、重層的支援体制整備事業全体および各支援事業における事業目標と実施体制を検討する。（実施計画の③目標、②実施体制を作成）
  - ✓ その際、支援関係機関や住民主体の活動など、既存の社会資源を活かした実施体制となるよう留意し、特に、地域づくりに向けた支援については、既存の地域のつながりや支え合う関係性を十分理解した上で、地域住民の主体性を中心に置いた体制とすることを基本とする。

## 4. 実施計画の策定（庁内関係部局との協議）

- 関係機関等との協議を踏まえ、評価指標を設定する。（実施計画③）
- 各事業を担う支援関係機関を支え、また支援や活動を活性化し、各支援が相乗効果を発揮し効果的に展開されるよう、各関係機関間の連携するための体制を検討する。（実施計画の④一体的な連携に関する事項）

# 包括的な支援体制の整備例（三重県名張市）

## 自治体概要※

人口 78,896人  
 面積 129.77 km<sup>2</sup>  
 ※人口1人あたり面積 0.164 km<sup>2</sup>  
 小学校数 14  
 中学校数 5

- 地域における支え合い活動や教育との連携など、地域の自主的な活動を支援するため、「地域づくり組織」を基盤とした各施策を推進。
- 身近な距離で分野を超えた総合相談を行い、地域をバックアップする「まちの保健室」の整備と体制強化。
- 「エリアディレクター」による多機関協働の取組で、エリアネットワークを強化し、地域の課題解決能力を向上。

### ★エリアディレクターの業務

地域づくり組織、まちの保健室と協力し、把握した個別のケースについては、高齢、障害、児童、困窮、教育の各分野で任命された5名のエリアディレクターが支援を組み立て、エリア会議を通じて関係者（関係機関）の連携調整を行う。  
 縦割りの関係者から一歩踏み出した支援を引き出し、それらを積み重ね、地域の課題解決能力を高める。（1+1を3にしていこう）

## 名張市地域福祉教育総合支援システム

～ 地域まるごと福祉・教育構想 ～

複合的な生活課題を抱える対象者

高齢者 障害者

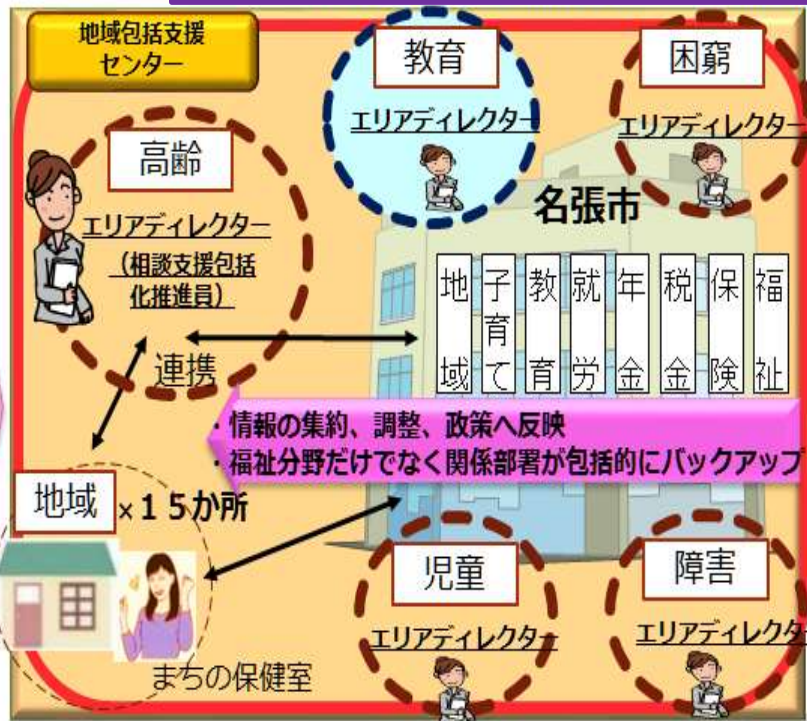
空家 子ども  
 DV 生活困窮者

自殺 いじめ 認知症

不登校 健康づくり

消費者被害 就労支援

ワンストップ窓口に対応



## エリアネットワーク

【地域ごとに】

複合的な課題の例…  
 子どもの貧困対策 健康づくり  
 子育て支援 不登校 認知症 等



【エリア会議】  
 参加  
 開催

地域の課題を検討する各種会議

地域づくり組織  
 (老人クラブ、PTA、子ども会等含む)



包括的支援  
 (支援策の提示、見守り等)

一方的な支援ではなく、  
 「支えるひとと支えあう」仕組み

地域や協議体からの  
 「いき」

対象者自身からの発信だけでなく、周囲からどの段階へも繋がる循環型システム



# 包括的な支援体制の整備例（茨城県東海村）

## 自治体概要※

人口 38,373 人  
 面積 38.00 km<sup>2</sup>  
 ※人口1人あたり面積 0.099 km<sup>2</sup>  
 小学校数 6  
 中学校数 2

## 住民と専門職との連携・協働により、地域での相談支援力を強化

- さまざまな生活課題を抱える住民を地域で早期発見し、専門職と連携・協働しながら、地域の中で支え合える仕組みを構築。
- 地域での支え合いの中では解決が困難な場合、適切に専門機関につながり解決に向かうよう、専門職同士のネットワークを構築。行政各課を含む専門職は、“待ち”の姿勢ではなく、自ら積極的に支援が必要な方にアプローチするアウトリーチの姿勢で対応。



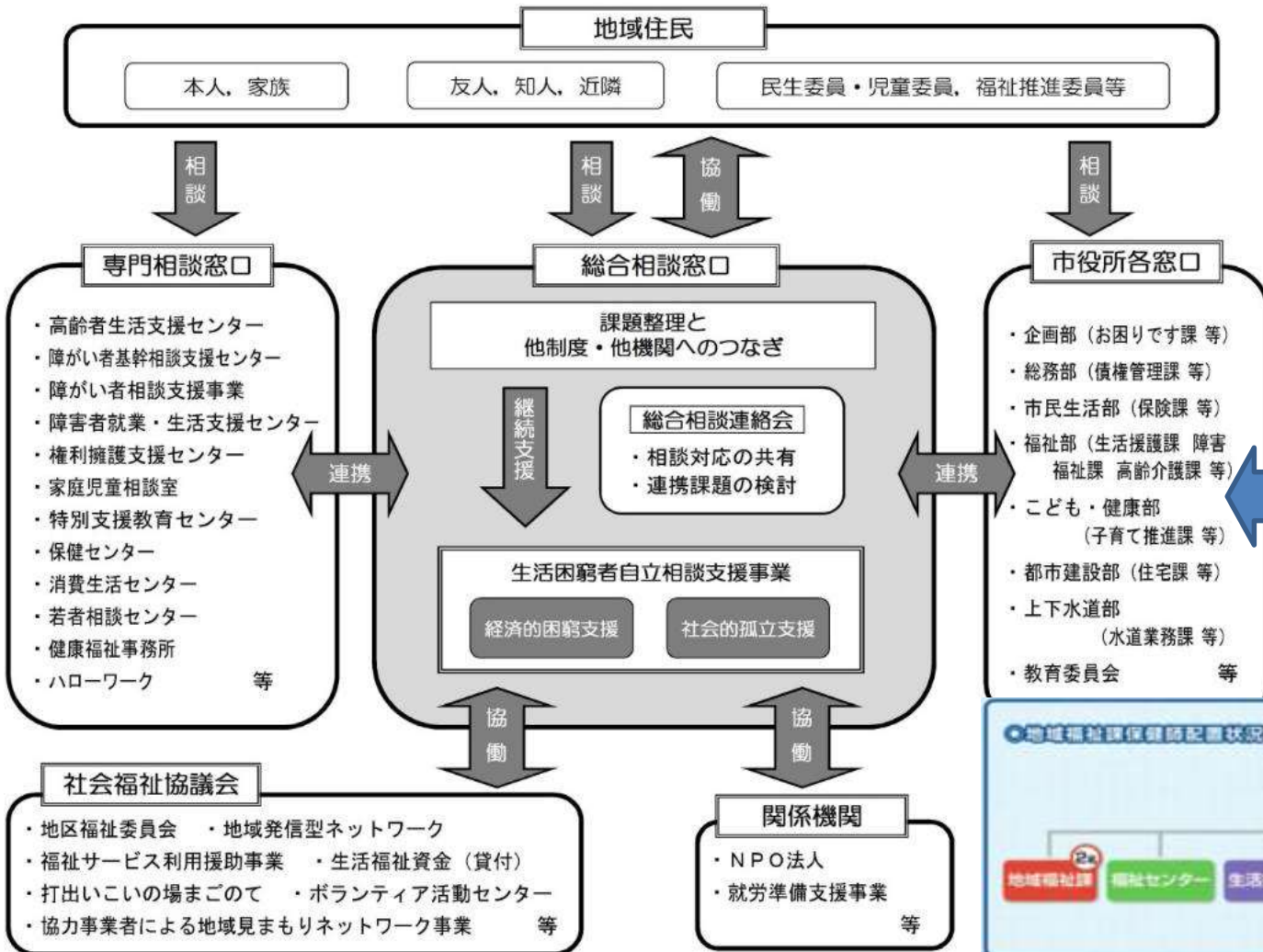
# 包括的な支援体制の整備例（兵庫県芦屋市）

## 総合相談を中心とした連携体制と庁内連携のためのトータルサポート機能を整備

- 「総合相談窓口」を中心に各専門相談窓口、市役所各課、地域組織が連携して地域生活課題を把握し、対応。
- 庁内にトータルサポート機能を担う保健師をトータルサポート係（現・地域福祉係）として配置。連携のためのツール（相談をつなぐ様式）を整備し、個別支援を行う各担当部署・相談機関をサポート。

### 自治体概要※

人口 96,020 人  
 面積 18.47 km<sup>2</sup>  
 ※人口1人あたり面積 0.019 km<sup>2</sup>  
 小学校数 8  
 中学校数 3



### トータルサポート機能

- トータルサポート係の設置（平成23年4月）
  - ・令和元年度：保健師7名配置（専任2・兼務5）
  - ・保健師4名は地区を担当し、他機関からの相談や要請に応じて、面談や訪問等に行
  - ・部署横断的対応・制度の狭間支援を行う
  - ・保健師の専門性を活かし、個別支援、組織支援を行う
- 連携のためのツールを作成・周知
  - ・Maybe-Sheet（虐待疑い相談シート）
  - ・Feedback-Sheet
  - ・Joint-Sheet（自立相談支援機関紹介シート）





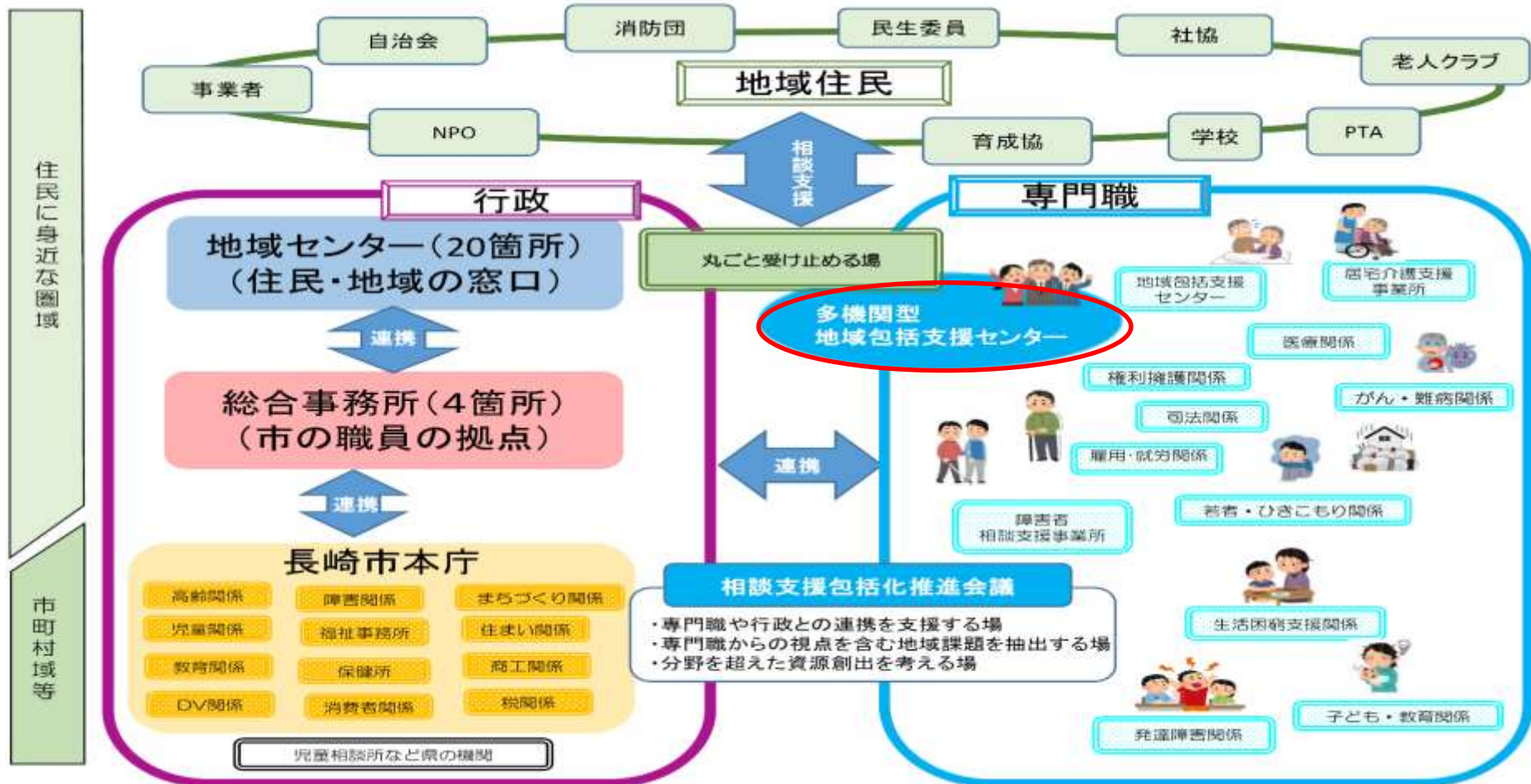
# 包括的な支援体制の整備例（長崎県長崎市）

## ワンストップ相談窓口を設置

- 市内20か所中2か所の地域包括支援センターに「多機関型地域包括支援センター」を併設。  
(地域包括支援センター運営法人に委託)
- 高齢、障害、子育て、生活困窮など多分野・多機関に渡る福祉分野に関連する相談に、ワンストップで対応するための相談窓口として設置し、相談支援包括化推進員各3名を配置。
- 相談の受けとめ、課題の把握・整理、支援機関の調整・コーディネート、継続的な支援を実施

### 自治体概要（R2.5月末現在）

人口 413,483人（※人口1人あたり  
面積 405.86km<sup>2</sup> 面積 00.01 km<sup>2</sup>）  
小学校数 78  
中学校数 41

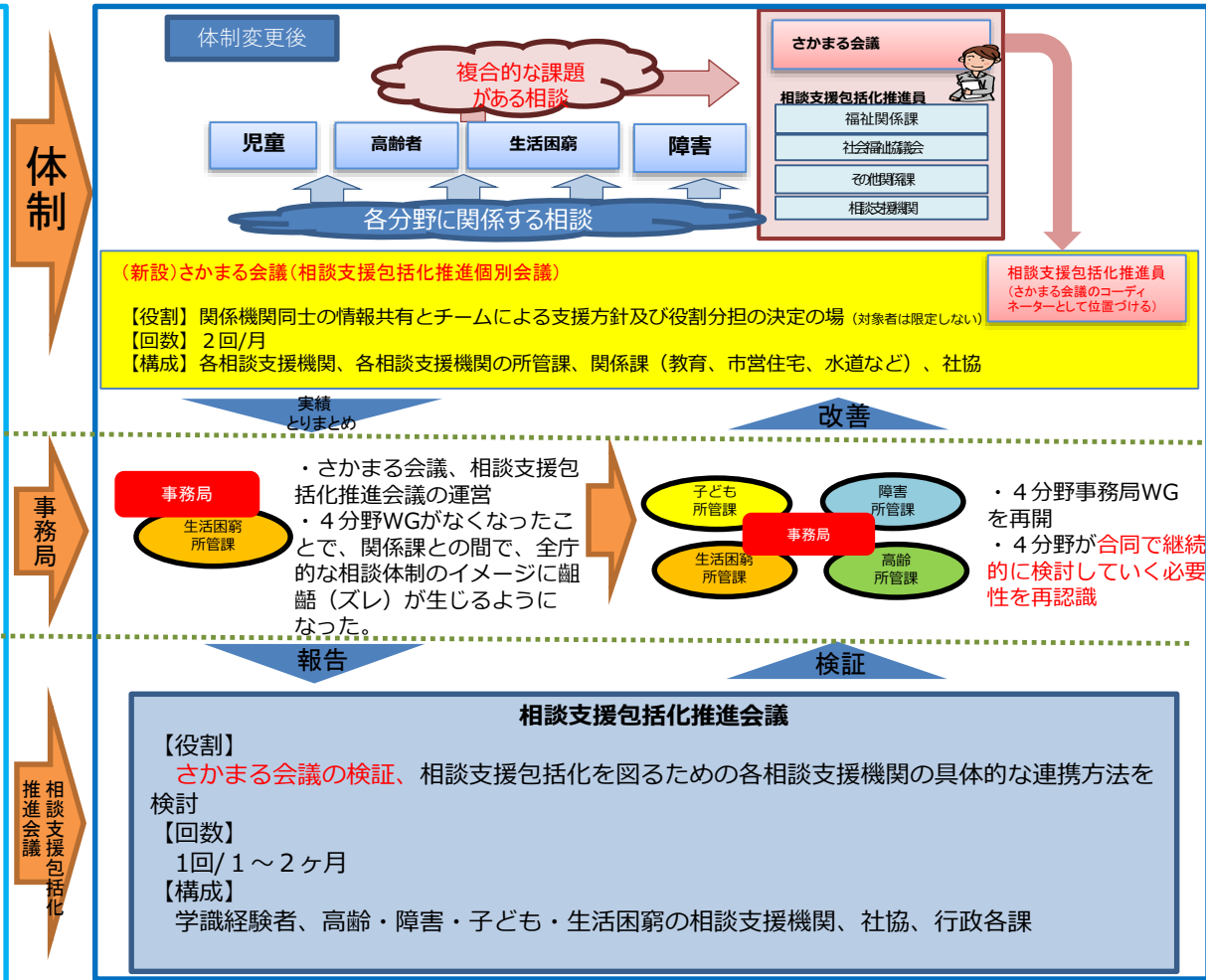
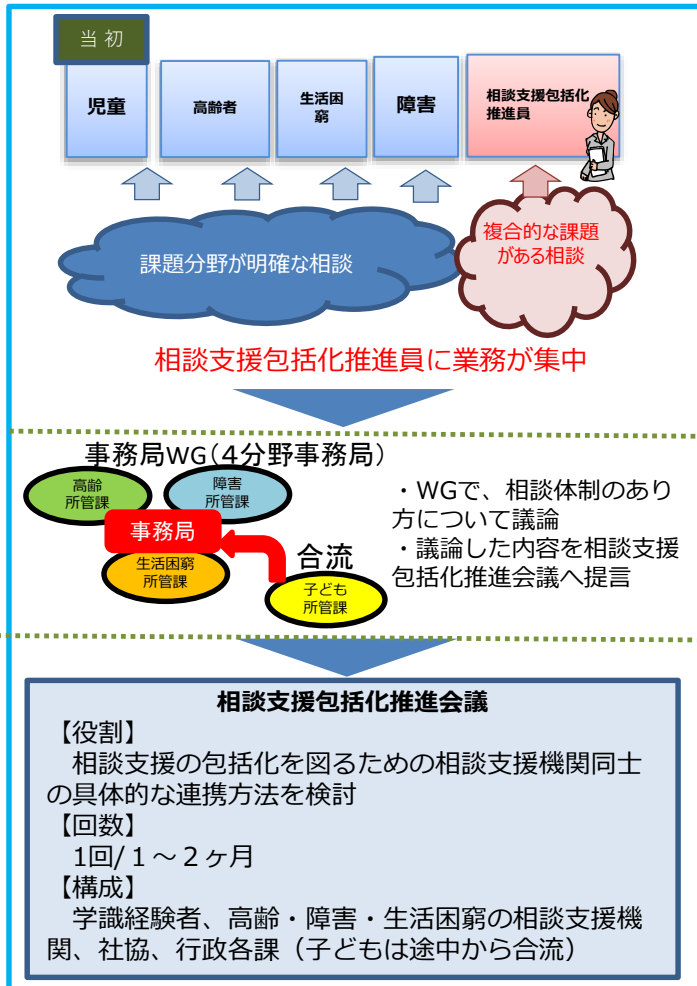


# 包括的な支援体制の整備における体制の変化と、体制課題の継続的な検証（福井県坂井市）

- （当初）各相談支援機関で対応できない**複合的な課題を抱える相談**、他分野他施策との調整を要する相談は、相談支援包括化推進員が受け、**ワンストップで対応**する体制だったが、相談支援包括化推進員の業務が過多となった。
- 高齢・障害・子ども・生活困窮の4分野による事務局（以下「4分野事務局」という。）によるWG及び相談支援包括化推進会議を設置し、相談支援包括化推進員の役割、既存の相談支援機関との関係などを検討し、（現在）相談支援包括化推進員は、直接相談ケースには対応せず、複合的な課題への対応を協議する「さかまる会議」（相談支援包括化個別会議）のコーディネーターに位置付け、**連携して支援方針を検討、対応**する体制に変更。
- （体制変更後）方針が決まったため4分野事務局を生活困窮のみの事務局に変更したところ、「関係課の意見が反映しにくくなる」、「関係課内での意識浸透がしにくくなる」など、事務局と関係課との間で、全庁的な相談体制のイメージに齟齬（ズレ）が生じるようになった。4分野事務局WGを再開させ各担当課が合同で継続して検討・検証していくこととした。

## 自治体概要※

人口 92,004 人  
 面積 209.67 km<sup>2</sup>  
 ※人口1人あたり面積 0.228 km<sup>2</sup>  
 小学校数 19  
 中学校数 5

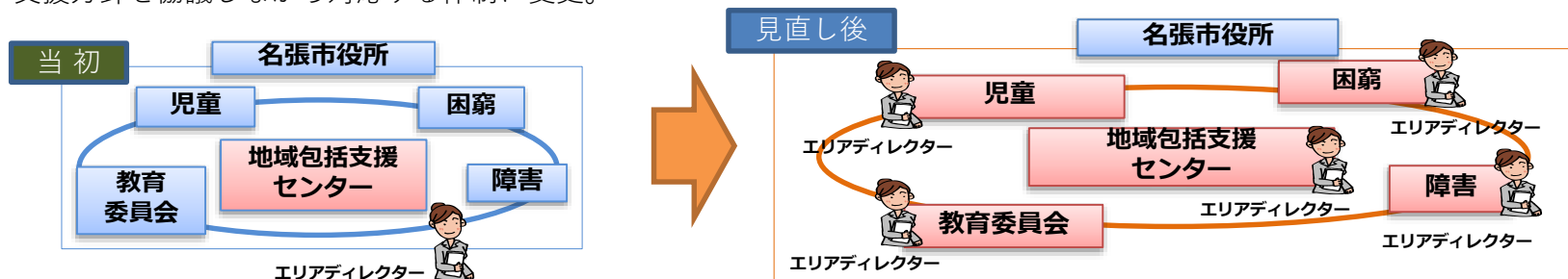




# 包括的な支援体制の整備における体制変化

## ①三重県 名張市

- 当初：住民に身近な「まちの保健室」等からあがってきた相談を各部署で受け付け、地域包括支援センターに配置したエリアディレクター（相談支援包括化推進員）が連携をコーディネートする体制を構築。  
→ 複合的な課題はエリアディレクター任せになりがちとなり、連携がうまくいかなくなっていった。
- 現在：各部署にエリアディレクターを配置。各分野の相談として受けた相談については、それぞれが対応することを基本とし、複合的な課題など他分野ともに対応する必要がある場合には、各エリアディレクターが中心となって分野横断の支援関係機関が集め、支援方針を協議しながら対応する体制に変更。



## ②福井県坂井市

- 当初：各相談支援機関で対応できない**複合的な課題を抱える相談**、他分野他施策との調整を要する相談は、相談支援包括化推進員が受け付け、**ワンストップ**で対応する体制
- 現在：相談支援包括化推進員は、直接相談ケースには対応せず、複合的な課題への対応を協議する「さかまる会議」（相談支援包括化推進会議のコーディネーター）に位置付け、**連携して支援方針を検討、対応**する体制。

